

保育認定児の入所基準

※書類を提出していただく方

父親／母親／同居の祖母（Ｒ７．４．１現在で 65 歳未満）【注意】

入園基準は次のとおりです。本基準の労働とは、労働者が労務の対価として賃金(通貨)を支払われている場合に限ります。また、愛知県の最低賃金は時間給 1,027 円(令和5年 10 月1日改正)となっていますので参考にしてください。なお、提出していただいた内容を調査するために雇用先等に連絡する場合があります

就労実態等が提出書類と相違した場合は、保育所の入所を取り消す場合があります。

疾病等の理由で入所期限が定められる場合は、改めて書類等を提出いただく場合があります。

【注意】65 歳未満(Ｒ7.4.1現在)の祖母が同居の場合、優先度の調整を行うため、下記に該当する場合は必要書類をご提出ください(乳児のみ)。

形態	入 所 基 準	提 出 書 類 ※保育園・児童課ではコピーは行いません。
就 労	児童の父または母が家庭外または家庭内で仕事をするを常態としている。 ※家庭内の仕事については、家事を除く。 【3歳未満児・・・被雇用・自営業】 【3歳以上児・・・被雇用・自営業】 月 60 時間以上仕事の就労を行っていること。 なお、1 日の実労働時間及び月の就労日数が、常勤程度の方を優先します。 ※時間数は、休憩時間を除く実労働時間です。	1. 就労証明書:会社等に勤務している方 もしくは自営業・農業の方 ★同居の 65 歳未満の祖母が、左記に該当する場合は、上記に該当する書類も提出。 【出生前の児童について(育児休業明けの入所のみ)】 出生前の児童の入所申込みには、就労証明書のほか母子手帳の写し(出産予定日のわかるページ)が必要。 また、出生後には確定した育児休業期間が記載された就労証明書及び出生報告書の提出が必要。 ※入所申込受付の際に、二枚目の就労証明書及び出生報告書様式を配布。
出 産	(出産前) 出産予定月の前月の月初から (出産後) 出産日から8週経過後の日が属する月の末日までの期間	1. 出産・傷病等申立書 《添付書類》母子手帳の写し(出産予定日がわかる部分)

形態	入 所 基 準	提 出 書 類
疾病等	児童の父母が疾病又は心身に障害がある場合 ① 疾病…入院又は一般療養 ② 障害…児童を保育できない程度の場合	1. 出産・傷病等申立書 《添付書類》下記のいずれか A 医師による診断書 B 障害者(身体・精神・療育)手帳の写し C 介護保険被保険者証の写しと 介護サービス計画書の写し D 入院説明書等 ★同居の 65 歳未満の祖母が、左記に該当する場合は、上記に該当する書類も提出。
疾病の介護等	児童の家庭内に長期にわたる病人又は心身に障害を有する者が常時介護を必要とし、その介護をする場合	
付 添	発達支援事業所等で保護者の付添いが必要とされている場合	1. 事業所契約書 2. 受給者証等
就 学 ・ 職業訓練	① 高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校に就学する場合 ② 年間を通じ、国家資格(受験資格含む)取得のため就学する場合 ③ 月あたり 15 日以上、就労に必要な資格取得等のため就学する場合	【1～3の書類を提出してください】 1. 就学証明(学校長等が発行するもの) 2. 受講決定通知等の写し 3. 授業スケジュールの写しに学校長等の証明付のもの
家庭の災害	児童の家庭が災害等でその復旧にあたっている場合	1. 申立書 2. リ災証明等
求職中 ※短時間認定	求職活動中の場合 入所可能期間 (月の初日から数えて 90 日経過後の日が属する月の末日までの期間) ※90 日経過後の日が属する月の 20 日までに就労証明書又は退所届を提出してください。	1. 申立書 2. 児童課が提出を求める書類
育児休業 (3歳以上児) ※短時間認定	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しており入所が必要であると認める場合(継続入所含む)	1. 就労証明書
育児休業 (2歳児) ※継続入所の 場合のみ ※短時間認定	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しており継続入所が必要であると認める場合	
その他	町長が特に保育に欠けると認めた場合	1. 申立書 2. 児童課が提出を求める書類